

大東市テレビ電話手話サービス利用規約

大東市テレビ電話手話サービスは、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用規約を承諾し同意したものとします。

1. サービスの提供

(1) 提供日及び提供時間

平日（年末年始を除く）の午前9時から午後5時30分までとします。

※手話通訳者が不在もしくは窓口対応等によりサービスの提供ができない場合があります。

(2) 手話通訳者

サービスは大東市が直接実施するものとし、手話通訳は、障害福祉課職員（手話通訳者）が対応します。

2. サービスの内容等

(1) 内容

このサービスは、聴覚障害者（手話によるコミュニケーションが必要な者）とビデオ通話（テレビ電話）機能を利用して、手話通訳者との通話を提供するものです。

(2) 提供条件

次に掲げるようなサービスは、提供できないものとします。

①長時間（20分以上）や多頻度の利用のもの。

②公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と大東市が認めたもの。

③手話通訳リレーサービスとしての利用。

※利用状況によっては、利用登録の取り消しをする場合があります。

3. 利用対象者

利用ができる者は、大東市内に居住し、聴覚言語障害があり音声による電話の通話ができない者とします。

4. 利用登録

利用しようとする者は、事前に登録をする必要があります。

5. 利用料

利用料は無料とします。但し、利用者のサービス利用に必要なタブレットやスマートフォン等の通信料は、利用者負担となります。

6. 利用するソフトウェア

利用するソフトウェアは、無料で使用することができる LINE アプリとし、利用者はそれが利用できる環境を自らで整備するものとします。

7. その他

- 他の方が利用中の場合は利用できません。
- 利用者の通信環境に依存するため、サービスの提供ができない場合があります。
- 自然災害等何らかの事情によりサービスが提供できない場合でも一切の責任は負いません。